

別紙

指定管理者選定基準及び配点

選定基準	審査基準	配点
①市民の平等な利用が確保されること	関係する法律、条例等に基づく施設の管理運営方針や基準を理解し、遵守できるか。	5
	利用者の平等利用を確保することができるか。	5
	情報公開・個人情報保護に係る措置を適切に講じることができるか。	5
	利用者の相談や苦情等を把握し、適切に対応することができるか。	5
	小 計①	20
②事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	10
	利用者の満足度や要望を把握し、必要な改善や適切なサービスの提供等を行うことができるか。	10
	講座等の企画内容が、高齢者の生きがいと健康づくりや介護予防の推進が図られるようなものとなっているか。	10
	小 計②	30
③事業計画の内容が、管理経費の削減を図られるものであること	総合的に収支予算書が適切で、管理経費の節減が見込みがあるか。	10
	経費節減のための方策は適切か。	5
	小 計③	15
④事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力・人的能力を有していること	法人等の経営状況に問題はないか。	10
	施設の指定管理業務に係る職員体制は十分か。	10
	小 計④	20
⑤高齢者の生きがい活動、地域住民の交流、地域における福祉活動の推進に資する法人等であること	行政等の関係機関、地域やボランティアとの連携（協力、交流）を適切に行うことができるか。	5
	自主事業として、高齢者の生きがい活動、地域住民の交流、地域における福祉活動の推進に関する取組が提案されているか。	10
	小 計⑤	15
総合評点（①＋②＋③＋④＋⑤）		100

【採点基準】 5点 優れている、 4点 やや優れている、 3点 ふつう、 2点 やや劣る、 1点 劣る

【採点基準】 10点 優れている、 8点 やや優れている、 6点 ふつう、 4点 やや劣る、 2点 劣る